

亀山市告示第59号

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市移住支援金交付要綱（令和2年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市は、みえ元気プラン及び第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う三重県移住・就業マッチング支援事業又は企業支援事業において、東京圏から市に移住した者が、<u>移住支援金の支給要件を満たした場合に</u>、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 市は、みえ元気プラン及び第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う三重県移住・就業マッチング支援事業において、東京圏から市に移住した者が、<u>マッチング支援対象の求人</u>を充足して定着に至った場合等に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、</p>

三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領（令和元年9月9日実施）及び法令等に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

[（1）～（6） 略]

（7）関係人口 市又は地域の人々と関

わりを有する者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 過去3年間に1回以上市にふるさと納税による寄附を行ったことがある者

イ 市が実施する関係人口創出関連事業に1回以上参加したことがある者

ウ 市内に居住歴がある者

エ 市にゆかりのある者

（支援金の交付対象者）

第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。

（1）移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。

[ア及びイ 略]

三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領（令和元年9月9日実施）及び法令等に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

[（1）～（6） 略]

[号を加える。]

（支援金の交付対象者）

第4条 支援金の交付対象者は、世帯の申請の場合にあつては第1号から第3号までの要件を満たし、個人の申請の場合にあつては第1号及び第2号の要件を満たすものとする。

（1）移住等に関する要件として、次に掲げる要件を満たすこと。

[ア及びイ 略]

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

[(ア) 略]

(イ) 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者の在留資格を有するものであること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員であつた者が、5年以上経過し、18歳以上となり、三重県が認める場合を除く。

(エ) [略]

(2) 就業に関する要件として、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該アからオまでに掲げる事項に該当すること。

ア マatchingサイトに掲載してい

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

[(ア) 略]

(イ) 日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する外国人であること。

[号の細分を加える。]

(ウ) [略]

(2) 就職に関する要件として、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める事項に該当すること。

ア マatchingサイトに掲載してい

る求人により就職した者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

[(ア) 及び (イ) 略]

[号の細分を削る。]

(ウ) [略]

(エ) [略]

(オ) [略]

(カ) [略]

[イ 略]

ウ テレワークを行う者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

[(ア) 略]

(イ) 移住先でテレワークによる勤務 (原則として恒常的に通勤しない勤務をいう。以下同じ。) をすることとし、かつ、週20時間以上テレワークによる勤務をすること。

(ウ) [略]

[エ 略]

オ 農林業に従事する者 関係人口のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 認定農業者 (農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号。以下「法」という。))

る求人により就職した者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

[(ア) 及び (イ) 略]

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) [略]

(オ) [略]

(カ) [略]

(キ) [略]

[イ 略]

ウ テレワークを行う者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

[(ア) 略]

[号の細分を加える。]

(イ) [略]

[エ 略]

[号の細分を加える。]

第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)

(イ) 認定就農者 (法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)

(ウ) 認定農業者又は認定就農者に雇用され、1週間当たり20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者

(エ) 林業事業体に雇用され、林業労働者として1週間当たり20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している者

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第1号を次のように改める。

亀山市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

移住支援金交付申請書

亀山市移住支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を申請します。

記

- 1 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身	世帯	世帯の場合は、帯同して移住をした世帯員のうち 18歳未満である者（配偶者を除く。）の人数	人
----	----	---	---

- 2 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

誓約書に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
申請日から5年以上継続して亀山市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない

【マッチングサイトに掲載している求人による就職の場合】

申請日から5年以上継続して就業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者と 3親等以内の親族である	A 該当しない	B 該当する

【プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用しての就職の場合】

申請日から5年以上継続して就業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
-------------------------	---------	---------

【テレワークを行う場合】

亀山市への移住の意思について	A 自己の意思 である	B 所属先企業 等からの命 令である
----------------	----------------	--------------------------

【起業等をする場合】

1年以内に三重県起業支援金交付要領に基づく三重県起 業支援金の交付決定を受けている。	A 受けている	B 受けていな い
---	---------	--------------

※各種確認事項のBに該当する場合は、支援金の支給対象になりません。

【農林業に従事する場合】

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以 下「法」という。）第12条第1項の認定を受けている。	A 受けている	B 受けていな い
---	---------	--------------

法第14条の4第1項の認定を受けている。	A 受けている	B 受けていない
法第12条第1項又は第14条の4第1項の認定を受けている者に雇用され、就業している。	A 就業している	B 就業していない
林業事業体に林業労働者として雇用され、就業している。	A 就業している	B 就業していない

3 転入前の住所

住所	〒
----	---

4 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～		
～		
～		
～		
～		
～		

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記載してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、支援金の支給対象となりません。

5 移住後の生活状況（テレワークを行う場合にのみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度行く ・ 行くことはない

6 支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円

7 添付書類（※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。）

①誓約書（様式第2号）

②就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号）

※マッチングサイトに掲載している求人による就業若しくはプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した就業、関係人口のうち農林業に従事する者としての就業の場合は（その1）を、テレワークを行う場合は（その2）を使用する。

③現在の住民票の写し（世帯全員のもの）

④住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類（戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等）

※世帯の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること。

⑤住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】

⑤-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等

⑤-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書等）

【法人経営者又は個人事業主であった者】

⑤-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類

⑤-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者】

⑤-5 卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）

⑥ 本人確認書類（身分証明書の写し）

⑦ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

⑧ 三重県起業支援金の交付決定通知書の写し

⑨ 法第12条第1項の認定を受けていることを確認できる書類の写し

⑩ 法第14条の4第1項の認定を受けていることを確認できる書類の写し

【三重県及び亀山市確認欄】 ※記入しないこと

管理コード（三重県及び亀山市使用欄）	
--------------------	--

様式第3号中「就職に関する」を「就業に関する」に、

「
マッチングサイトに掲載している求人による就職
プロフェッショナル人材事業を利用した就職
先導的人材マッチング事業を利用した就職
」

を

「
マッチングサイトに掲載している求人による就業
プロフェッショナル人材事業を利用した就業
先導的人材マッチング事業を利用した就業
関係人口のうち農林業に従事する者としての就業
」

に、「就職で」を

「就業で」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の亀山市移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。